

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札を行います。

令和6年5月27日

収支等命令者

佐賀県立うれしの特別支援学校長 竹田 敬道

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 佐賀県立うれしの特別支援学校給食等調理業務
- (2) 委託業務の仕様等 別紙説明書による
- (3) 履行期間 令和6年8月1日から令和9年7月31日まで
- (4) 履行場所 佐賀県立うれしの特別支援学校

2 参加資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又

- は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務と同種又は類似の業務について、令和3年度以降に完了した実績を1件以上有すること。
- (7) 製造物損害賠償保険(PL保険)等の損害補償制度に加入していること。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県立うれしの特別支援学校 事務室
郵便番号849-1425 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲2877番地1
電話 0954-66-4911
ファックス番号 0954-66-4936
電子メールアドレス ureshinotokubetsushien@pref.saga.lg.jp
- (2) 説明書の交付期間及び方法
令和6年5月27日(月)から同年7月9日(火)まで佐賀県ホームページに掲載する。

4 説明会 実施しない。

5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、別紙入札参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和6年6月17日(月)午後5時まで
 - (2) 参加資格の確認結果 令和6年6月24日(月)までに通知する予定
- 注)郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 提案書

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

- (1) 提案書の内容は、別紙説明書を参照すること。
 - (2) 提出期限 令和6年7月3日(水)午後5時まで
 - (3) 提案書の様式は別紙のとおりとする。
- 注)郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7 総合評価に関する事項

- (1) 評価基準は別紙のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認

できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

8 プレゼンテーションの日時及び場所

- (1) 日時 令和6年7月9日(火) 午後2時

- (2) 場所 佐賀県立うれしの特別支援学校 視聴覚室

※個別の時間及び場所の詳細については、参加者に別途連絡します。

- (3) その他 プロジェクター及びスクリーンの使用を希望する場合は佐賀県立うれしの特別支援学校が準備しますので、事前に担当者まで連絡してください。ただし、パソコン等は参加者で準備してください。

9 入札・開札の日時及び場所

入札書を上記担当課に持参すること。

- (1) 日時 令和6年7月10日(水) 午後2時

- (2) 場所 佐賀県立うれしの特別支援学校 視聴覚室

- (3) 入札書の様式は別紙のとおりとする。

- (4) 代理人による入札の場合は、委任状(別紙様式第6号)を提出すること。

- (5) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のないうれしの特別支援学校職員を立ち合わせて行う。

10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積る契約金額の100の5以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実に認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額

(エ) 銀行又は確実に認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書を

した手形券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を上記担当課に提出する場合

(イ) 令和4年8月1日から令和6年7月31日までの間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。なお、同種とは、学校給食及び舎食調理業務を指し、同規模とは、幼児児童生徒及び職員の数計100名程度の学校を指す。

(ウ) (イ)の条件により入札保証金の免除を求める場合は、別紙実績書を上記担当課に提出すること。

注)郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

②契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を上記担当課に提出する場合

(イ) 令和4年8月1日から令和6年7月31日までの間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。なお、同種とは、学校給食及び舎食調理業務を指し、同規模とは、幼児児童生徒及び職員の数計100名程度の学校を指す。

(ウ) (イ)の条件により契約保証金の免除を求める場合は、別紙実績書を上記担当課に提出すること。

注)郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(2) 入札書について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提案書等の取扱い

- ア 作成に要する費用は参加者の負担とする。
- イ 次の場合は入札参加資格を欠格とする。
 - (ア) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき
 - (イ) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

(4) 入札の無効

- 次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。
- ア 参加する資格のない者が行った場合
 - イ 当該競争入札について不正行為を行なった場合
 - ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
 - エ 1人で2以上の提案をした場合
 - オ 代理人でその資格のない場合
 - カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
 - キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
 - ク 前各号に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した場合

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、総合点の最も高い者を落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）がある

ときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(7) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(8) その他

説明書による。